

I. 一般事項

1. 目的

笠岡市立市民病院は、将来にわたり地域医療及び地域包括ケアシステムを支える役割と大規模災害時（地震、風水害、新興感染症など）における拠点的な病院としての使命を果たすとともに、地域の医療機関との連携強化・機能分化を図りながら、公立病院の役割を果たす必要がある。一方で、既存棟は建築してから50年以上、増築した建物も30年以上経過しており、耐震化ができておらず、施設及び設備の老朽化が著しく、現状のまま病院を維持することが困難な状況にある。

そこで、令和4年7月に基本構想を、令和5年7月に基本計画を策定し、令和6年3月に設計者を選定し、建設計画の基本となる建築概要、配置計画、平面計画などを主な内容とする基本設計を令和7年2月に取りまとめた。

今後は、基本設計において取りまとめた事業スケジュールを遅延させることなく、かつ、予定される事業費内での当院の建設を確実なものとするを目的に、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「設計段階から施工者が関与する方式」（以下「ECI方式」という。）を採用し、技術協力業務受託者を選定するため、笠岡市新病院建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2. 用語等の定義

(1) 本工事

本工事とは、笠岡市新病院建設工事をいう。

(2) 別途工事

別途工事とは、既存棟解体工事、外構工事（新病院棟周辺を除く）をいう。

(3) 本体工事

本体工事とは、本工事のうち別途工事を除くすべての工事をいう。

(4) 施工予定者

施工予定者とは、発注者と技術協力業務を締結する者を指し、前記「I. 1. 目的」を果たすために実施設計時において、発注者（事業支援者を含む）及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリングによる提案（以下「VE提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者（事業支援者を含む）及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、本体工事の工事請負金額について見積合せを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する。

(5) 別途工事の施工者

別途工事の施工者とは、発注者と別途工事の工事請負契約を締結する者を指し、前記「I. 1. 目的」を踏まえて、本体工事完了後に、別途工事を実施する者をいう。

(6) 選定委員会

本プロポーザルの選定委員会の委員は別に定める。最優秀提案事業者の選定を公平・公正に進めるため、委員会の構成は公表しないものとする。

(7) 三者協議会

三者協議会とは、発注者（事業支援者を含む）、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びV E提案（以下「技術提案等」という。）並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3. 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

笠岡市病院事業管理者 谷本 安

(2) 選定方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案等を求め、V E提案採用後の概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定委員会

発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定にあたっては、選定委員会にて審査を行う。なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 審査の公表

審査の結果は、参加事業者へ通知するとともに笠岡市及び笠岡市立市民病院ホームページに公表する。

なお、評価点の最も高い者（最優秀提案事業者）と次点者については、名称及び評価点を公表する。

4. 工事請負契約までの過程

(1) 発注者は、最優秀提案事業者と「基本協定書（別紙1）」、最優秀提案事業者、設計者及び事業支援者と「パートナーシップ協定書（別紙2）」を取り交わし、協議が整った後、「笠岡市新病院建設工事実施設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。

(2) 技術協力業務委託契約締結後の最優秀提案事業者は「施工予定者」となる。

(3) 発注者（事業支援者を含む）、設計者及び施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。

(4) 発注者（事業支援者を含む）は、実施設計において、施工予定者と本体工事の工事請負金額の見積確認を行い、その金額が発注者の別に定める予定価格の範囲内である場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって本体工事について工事請負契約を締結する。

(5) 最優秀提案事業者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「I.11.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。

(6) 施工予定者が、技術協力業務締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、笠岡市指名停止基準（平成17年告示第204号）に基づく参加資格指名停止を受け、発注者

が施工予定者との本体工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。

- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と交渉等により基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな最優秀提案事業者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (8) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、再委託契約を結び、「その他の設計者」として技術提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特殊工法採用に起因する場合、その責任は提案を行った施工予定者が負担する。

5. 工事の概要

(1) 工事の規模・内容

- | | |
|--------|--|
| ① 主要用途 | 病院 |
| ② 工事種別 | 本体工事 |
| ③ 構造 | 発注図等に記載のとおり |
| ④ 規模 | 発注図等に記載のとおり |
| | ※発注図等とは基本設計書及び発注図をいう |
| ⑤ 工事範囲 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、
新病院棟周辺の外構工事、その他付帯工事一式 |
| ⑥ 工期 | 工事請負契約締結日から令和9年9月30日まで（予定）
詳細は事業スケジュール（別表3）及び発注図等参照 |

(2) 敷地の概要 ※発注図等に記載のとおり

(3) 本体工事費参考額（本体工事費上限額の目安）

4,985,717,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 設計者等

- (1) 基本設計 山田総合設計・塩飽設計特定設計業務共同企業体
(2) 実施設計 山田総合設計・塩飽設計特定設計業務共同企業体

7. 事業支援者

特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構

8. 事務局

担当課：笠岡市立市民病院 事務局 病院建設課

住所：〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡5628-1

電話：(0865) 69-1144

E-mail: byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp

9. 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、技術協力業務を実施する。詳細は「笠岡市新病院建設工事に係る技術協力業務委託特記仕様書（別紙4）」に記載する。

10. 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
公告、実施要項等公表から参加資格確認	公告及び実施要項等の資料をホームページに掲載	令和7年 4月 7日 (月)
	基本設計書の貸与期間 (事務局にて貸与)	令和7年 4月 7日 (月) 13時から 令和7年 8月 4日 (月) 16時まで
	参加申込に関する質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和7年 4月 7日 (月) 13時から 令和7年 4月 11日 (金) 16時まで
	参加申込に関する質問回答 (ホームページに掲載)	令和7年 4月 18日 (金)
	参加申込書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和7年 4月 21日 (月) 13時から 令和7年 4月 28日 (月) 16時まで
	参加資格確認結果通知 (電子メールで通知)	令和7年 5月 12日 (月)
	発注図の貸与期間 (事務局にて貸与)	令和7年 5月 13日 (火) 13時から 令和7年 8月 4日 (月) 16時まで
技術提案書等審査	技術提案書及びVE提案書等に関する質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和7年 5月 13日 (火) 13時から 令和7年 5月 22日 (木) 16時まで
	技術提案書及びVE提案書等に関する質問回答 (電子メールで回答)	令和7年 5月 30日 (金)
	VE提案書の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和7年 6月 2日 (月) 13時から 令和7年 6月 19日 (木) 16時まで
	VE提案内容ヒアリング	令和7年 6月 25日 (水) (予定)
	VE提案に対する回答	令和7年 6月 30日 (月)
	技術提案書の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和7年 7月 1日 (火) 13時から 令和7年 7月 23日 (水) 16時まで

	プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年 7月31日(木) (予定)
	審査結果通知・公表 (郵送及びホームページで公表)	令和7年 8月 1日(金) (予定)
基本協定書 パートナーシップ 協定書	締結	令和7年 8月 (予定)
技術協力業務 委託契約	締結	令和7年 8月 (予定)
技術協力	実施設計着手	令和7年 8月 (予定)
	実施設計完了	令和8年 1月 (予定)
工事請負契約	契約の締結	令和8年 2月 (予定)

- (2) 希望者に対して、秘密保持に関する誓約書(様式7)と引き換えに、基本設計書をCD-Rにて貸与する。貸与したCD-Rは期日までに返却のこと。
- (3) 参加申込書、技術提案書等の提出物は、実施スケジュールに記載の日までに、事務局まで持参又は配達証明付き一般書留にて必着とする。
- (4) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加申込等があった者に通知するとともに、笠岡市及び笠岡市立市民病院ホームページに掲載する。

11. 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体いずれも可能とする。単体企業及び共同企業体の代表構成員となる企業は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。ただし、以下(1)から(8)については共同企業体の全構成員が満たすこととする。参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終結果通知までの間に、(1)から(14)のいずれかの条件を満たさなくなった場合は本プロポーザルの参加資格を喪失する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく笠岡市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。(更生(再生)手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。)
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 笠岡市指名停止基準(平成17年告示第204号)に基づく指名停止の措置及び物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領に基づく入札参加の停止を受けていない者であること。

(5) 「I. 6. 設計者等」又は「I. 7. 事業支援者」に示す設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の関係

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 笠岡市における令和6年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。また、共同企業体における第2構成員以降については、本事業において担当する工事について、建築一式工事・電気工事・管工事のいずれかの笠岡市入札参加資格格付区分A級を有すること。承認を得ていない事業者においては、笠岡市総務部財政課に入札参加資格申請書及び資格審査に必要な添付書類を参加申込書提出までに提出し、参加資格確認結果通知を受けるまでにその承認を得ること。

※笠岡市総務部財政課契約検査係 電話：（0865）69-2125

(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(8) 市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。

(9) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

(10) 本プロポーザルの公告時点において経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が次に掲げる点数以上であること。

①笠岡市内に建設業法に基づく本社又は本店（いずれも主たる事業所をいう。）を有するもの 800点

②上記①を除くもの 1,300点

(11) 元請負人として平成21年4月1日以降に国内において完成した延床面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模で、病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。

※増築の場合は、増築部分が延床面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模であること。

(12) 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。（専任でなくても可）

① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

- ② 平成 21 年 4 月 1 日以降に国内において完成した延床面積 5,000 m²以上かつ一般病床数 50 床以上の規模で、病院の新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。
- ※増築の場合は、増築部分が延床面積 5,000 m²以上かつ一般病床数 50 床以上の規模であること。
- ③ 参加申込書提出時において、所属する企業との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (13) 本体工事を契約した場合、本体工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者及び現場代理人を専任配置できること。なお、監理技術者と現場代理人は兼任可とする。また、監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできない。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
- ③ 監理技術者は、平成 21 年 4 月 1 日以降に国内において完成した延床面積 5,000 m²以上かつ一般病床数 50 床以上の規模で、病院の新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。
- ※増築の場合は、増築部分が延床面積 5,000 m²以上かつ一般病床数 50 床以上の規模であること。
- ④ 参加申込書提出時において、所属する企業との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (14) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は以下の条件を満たすものを配置させること。（専任でなくても可、電気設備主任技術者と機械設備主任技術者の兼務可）
- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に延床面積 5,000 m²以上の新築又は増築工事の施工実績があること。
- ※増築の場合は、増築部分が延床面積 5,000 m²以上の規模であること。
- ② 本体工事の着工時において、所属する企業との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

その他、配置技術者等の実績等は以下による。

凡例：○必須又は可能、△：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

		技術協力 各種会議体 の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士又は 一級建築施工管理技士	○	技術担当者(建築)との兼務可 国内における延床面積 5,000 m ² 以上かつ一般病床数 50 床以上の病院建設に監理技術者又は主任技術者として従事した実績
技術協力担当者	建築	○	○	一級建築士	×	—
	構造	△	×	構造設計一級建築士	×	—
	電気	△	○	設備設計一級建築士又は 建築設備士	×	5,000 m ² 以上の設計又は施工実績
	機械	△	○		×	5,000 m ² 以上の設計又は施工実績
	積算	△	×	建築積算士	×	—
		工事期間 各種会議体 の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考

建設工事	現場代理人	○	○	一級建築士又は 一級建築施工管理技士	×	監理技術者との兼務可
	監理技術者	○	○	一級建築士かつ 監理技術者資格者(※1) 又は 一級建築施工管理技士かつ 監理技術者資格者(※1)	○	工事期間中は専任(※2) 国内における延床面積5,000㎡以上かつ 一般病床数50床以上の病院建設に 監理技術者又は主任技術者として従事 した実績

※1：監理技術者資格者とは監理技術者資格証及び監理技術者講習会修了証を有するものをいう。

(15) 参加要件に係る実績評価は、(別表1)に定める表のとおりとする。

12. 本プロポーザル参加の留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(3) 参加者の構成

同一企業が「単体企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこと。

II. 参加申込

1. 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」に該当する期限までに提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、技術提案等の審査に進むものを通知する。

(1) 提出書類

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

- ① 参加資格要件チェックリスト(様式1)
- ② 参加申込書(単体)(様式3-1) ※共同企業体で申込の場合は参加申込書(JV)(様式3-2)
- ③ 特定建設工事共同企業体委任状(様式3-3) ※共同企業体で申込の場合のみ
- ④ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届(様式3-4) ※共同企業体で申込の場合のみ
- ⑤ 共同企業体協定書(様式3-5) ※共同企業体で申込の場合のみ
- ⑥ 税の滞納がないことの証明(国・岡山県・笠岡市) ※すべての構成員
- ⑦ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ※すべての構成員
- ⑧ 会社概要書(様式4-1) ※すべての構成員

- ⑨ 会社全体の有資格者技術者数（様式４－２）※単体企業又はＪＶの代表構成員のみ
- ⑩ 施工実績確認書（様式４－３）及び添付資料※単体企業又はＪＶの代表構成員のみ
- ⑪ 施工に関する会社としての考え方（様式５）
- ⑫ 技術協力業務責任者の経歴等（様式６－１）及び添付資料
- ⑬ 監理技術者・現場代理人の経歴等（様式６－２）及び添付資料
- ⑭ 配置技術者名簿（様式６－３）及び添付資料
- ⑮ 秘密保持に関する誓約書（様式７）
- ⑯ 現地視察希望届（様式８）

(2) 提出部数

- ①～⑯ 正 1 部
- ⑧～⑭ 副 20 部

(3) 提出書類の留意事項

- ① 参加資格要件チェックリスト（様式１）
様式の確認欄にチェックを行い，確認書類とともに提出する。
- ② 参加申込書（様式３－１）又は（様式３－２）
単体で参加申込の場合は（様式３－１）を共同企業体で参加申込の場合は（様式３－２）を提出する。
- ③ 特定建設工事共同企業体委任状（様式３－３）
- ④ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式３－４）
- ⑤ 共同企業体協定書（様式３－５）
 - ・ 構成員の出資比率を記載する。
 - ・ 各構成員の出資比率は 2 社の場合は 30%以上， 3 社の場合は 20%以上とする。
 - ・ 代表構成員の出資比率は構成員の中で最大とする。
- ⑥ 施工実績確認書（様式４－３）
「I.11. 参加資格要件（11）」を満たす実績を記載する。
コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録がある場合は，写しを添付する。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は，契約書（工事名称，工期，発注者，請負者の確認できる部分），平面図及び特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し，参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにする。
- ⑦ 技術協力業務責任者の経歴等（様式６－１）
 - ・ 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載する。
 - ・ 「I.11. 参加資格要件(12)」を満たす経歴等を記載する。
 - ・ 記載した資格を証明する写し，雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお実績の内容を証明する書面は，その形式は問わない。
 - ・ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により，技術協力業務責任者の変更が生じた場合は，当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。
- ⑧ 監理技術者の経歴等（様式６－２）
 - ・ 本体工事を契約締結した場合の監理技術者を記入する。

- ・「I. 11. 参加資格要件(13)」を満たす経歴等を記載する。
- ・記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・長期にわたる本事業の特性により、交代が必要と見込まれる場合、又は、事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑨ 配置技術者名簿（様式6-3）

各資格証の写しを添付する。（⑦、⑧で添付した書類を除く）

⑩ 秘密保持に関する誓約書（様式7）

⑪ 現地視察希望届（様式8）

本プロポーザル公告後、建設予定地の現地視察は認めない。但し、本プロポーザルの参加資格を有し、現地視察を希望するものは、現地視察希望書（様式8）を提出し、事務局より通知のあった日時範囲で許可する。視察できる場所は当該敷地内のみとし、病院等施設内の立ち入りは一切認めない。

ア 期間

令和7年5月13日（火）から同年7月23日（水）まで
（1回限りとする。）

イ 留意事項

- ・現地調査の際、事務局以外の病院関係者と接触しない。

- (4) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成する。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加する。
- (5) 様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル（左綴じ）に綴る。（A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。）フラットファイルの背表紙と表表紙に「（会社名）参加申込提出書類」と表記し、とじ込み各提出書類にはインデックスを貼り、分かり易いようにまとめる。
- (6) 提出書類はすべて元の書式がワードの場合はワード及びPDF形式で、それ以外はPDF形式でCD-R又はDVD-Rに保存し1部提出する。

2. 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「I. 10. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに電子メールにて申請者に通知する。

3. 参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認められた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

(3) その他

(1)による書面は、事務局まで持参とする。

III. 発注図等資料の貸与

本プロポーザルの参加申込をした者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式7）と引き換えに、発注図等の資料をCD-R又はDVD-Rにて貸与する。

(1) 貸与日は「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。

(2) 貸与場所は「I.8.事務局」とする。

(3) 貸与したCD-R又はDVD-Rは、技術提案書等提出時に返却する。

IV. 質問回答

参加申込に関する質問及び技術提案書及びVE提案書等に関する質問を以下要領にて実施する。

1. 提出期限

「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」の各該当する期限までに電子メールにて事務局に送付する。

2. 提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式2）、技術提案書及びVE提案書等に関する質問は質問書（様式9）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製エクセル形式（以下エクセル形式という。）及び同データのPDF形式で送信する。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「【ECI】（会社名）笠岡市新病院建設工事施工予定者選定公募型プロポーザル（参加申込質問書）」とし、技術提案書及びVE提案書に関する質問は「【ECI】（会社名）笠岡市新病院建設工事施工予定者選定公募型プロポーザル（技術提案書及びVE提案書等質問書）」とする。

また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡する。

3. 質問に対する回答

「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」を参照。

4. その他

(1) 参加申込に関する質問、技術提案書及びVE提案書等に関する質問は、それぞれ参加1事業者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。

(2) 技術提案書及びVE提案書等に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名がわかるものは記載しない。

- (3) 技術提案書及びV E提案書等に関する質問は、基本性能・構造に関する質問のみとし、それ以外の質問には回答しない場合がある。(基本性能・構造に関わらない質問は実施設計段階での技術協力事項とする。)

※「基本性能に関する質問」の定義

病院の診療環境、患者環境及び医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本性能についての質問をいう。なお、数量の指示を求める質問は「基本性能に関する質問」には含まれない。

※「構造に関する質問」の定義

発注図書等に示す構造の考え方について、技術提案、概算積算及び減額案の立案を目的に設計意図を確認する質問をいう。

V. 技術提案書及びV E提案書等の提出

1. 技術提案書及びV E提案書等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行う。

(1) 提出期間

「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出する。

(2) 提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

① 技術提案書(表紙)(様式10)

② 技術提案書

ア 実施設計段階の実施方針に関する提案(様式11-1 A3判:計1枚)

イ 基本設計への改善に関する提案(様式11-2 A3判:計1枚)

ウ 施工段階の実施方針に関する提案(様式11-3 A3判:計1枚)

エ 工程遵守に関する提案(様式11-4 A3判:計1枚)

オ 地域貢献に関する提案(様式11-5 A3判:計1枚)

カ V E提案

a. V E提案総括表(様式12 A3判:計1枚)

b. V E提案書(様式13 A3判:V E提案数の枚数)

③ 概算工事費見積書(様式14)

④ 概算工事費見積内訳書(様式15)

⑤ 上記②、③を指定した形式で記録したCD-R又はDVD-R(1枚)

⑥ IIIで貸与したCD-R又はDVD-R

(3) 提出部数

①~⑤ 正1部

※①~④を順番に左上をダブルクリップ1か所留めとし、折らずに提出すること。各データは指定された形式でCD-R又はDVD-R(1枚)に記録し提出する。

② 副20部

※②を順番に左上をダブルクリップ1か所留めとし、折らずに提出する。

2. 技術提案書の作成（ア・イ・ウ・エ・オ）

技術提案書についてはそれぞれ以下アからオのテーマについて作成する。

ア 実施設計段階の実施方針に関する提案

実施設計段階において実施，実現できる効果的で具体的な取り組みとして以下①から④のテーマについて提案すること。

- ① E C I 発注のメリットを活かせる組織体制と手法
- ② 病院関係者，設計者等と円滑にコミュニケーションを図る手法
- ③ 設計変更に対応する手法及びコスト増加を抑制できるコストコントロール手法（コストの透明性についても提案すること）
- ④ その他自由提案

イ 基本設計への改善に関する提案

構造設計及び設備設計を含む基本設計の改善提案として実施，実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること

- ① 残置される杭等に係る工法，及び地盤改良を含む基礎工法に関する技術提案
- ② 設備機器を見直した場合の省エネ効果，LCC コストの提案
- ③ 感染対策に関する提案（特に発熱外来・発熱救急・軽～中等症の入院（将来想定）に係る提案）
- ④ その他自由提案

ウ 施工段階の実施方針に関する提案

施工段階において実施，実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① 施工を円滑に進めるために行う関係者とのコミュニケーション手法
- ② 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・手法
- ③ 設計変更に対応する手法
- ④ 予期せぬ障害物等に対する考え方
- ⑤ その他自由提案

エ 工程遵守に関する提案

「V. 4. VE 提案について（1）考え方」において対象外となる事項を除き，品質を確保した上で，新病院開院までの工期を遵守する方法について，実施，実現できる効果的かつ具体的な取り組みを提案すること。取り組みは複数でも可能とする。なお，工期短縮が図れる場合，具体的な短縮期間も明記すること。ただし，工法・工事，手順の見直しや合理化等による工期短縮の提案は可とするが，発注者又は設計者に対する回答期限短縮による工期短縮や設計業務の工期のみを短縮する提案等は認めない。

オ 地域貢献に関する提案

地域貢献に関して実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。また、直接的に経済効果が見込まれる提案については数値化して記述すること。

- ① 笠岡市内建設業者の活用方法とその推計金額（一次発注業者と二次発注業者について、市内外を記入すること。巻末資料参照）
- ② 笠岡市内の生産品の積極的な活用、及び市内業者からの建設資機材等の購入計画
- ③ 上記①②以外の市内サービス業等の活用方法
- ④ 市民・周辺住民への配慮の提案

※共同企業体の構成員の受注金額は地元貢献額に含めないものとする。

※笠岡市内建設業者とは、建設業法に基づく本社又は本店（いずれも主たる営業所をいう）を有するもので、笠岡市税を完納している者をいう。（許可工種は問わない。）

※市内業者とは、笠岡市内に本社又は本店（いずれも主たる営業所をいう）を有する企業をいう。

※労働者の福祉向上、労働災害の防止、下請契約の適正化等について配慮があると判断できる提案を評価する。

3. 技術提案書作成の留意事項

- (1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入する。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入する。
- (3) 技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）
- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出する。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者（事業支援者を含む）と協議する。
- (5) 「V.1.(2), ⑤」に記録するデータはエクセル形式及びPDF形式とする。

4. VE提案書の作成（カ）

(1) 考え方

VE提案は、プロポーザル用のものであり、現時点で詳細工法や材料の確定を求めているものではない。対象である実施設計内容が確定していない時期でのVE提案のため、効果の推計が難しいと考えられるが、目安でよいので概算記載を求める。内容に関しては、提案範囲を実施設計内容にまで踏み込み、より大胆なもの、コスト削減の効果が見込めるものを期待する。

なお、要求水準・基本設計内容等はコストも含め今まで十分協議を重ねて来たものであるから、その結果を重んじた上で更なる提案を求めるものである。

VE提案については各々の採否は提案者のみに通知する。当該提案者はその提案を最終提出工事費に盛り込むことができる。

なお、VE提案とは Value Engineering の略で「価値工学」を意味する。機能と性能を維持しコストを下げるプラン、あるいは、同コストで機能を向上させ価値を高めるプランを組織的に追及することである。コストダウンとは機能を損なわずに性能を上げてコストを下げることである。さらにコストカットとは機能を廃止しコストを下げることである。VE提案にはコストダウンとコストカットを含めないこと。

(2) 提出書類

① VE提案総括表（様式12）

提出されたすべてのVE提案の総括表として様式12を提出する。

「V.1.(2), ⑤」に記録するデータはエクセル形式及びPDF形式とする。

② VE提案書（様式13）

ア VE提案ごとにA3判1枚にまとめ提出する。

イ 次に掲げる事項を各VE提案書に記載する。

- ・ 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的
- ・ VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減額（諸経費、消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ・ 工業的所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- ・ 同時成立しない減額提案番号
- ・ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

③ 諸経費はVE提案ごとに計上する。

④ VE提案書、概算工事費見積内訳書の提出後の物価変動や社会情勢の変化に伴う金額の変更については、リスク負担・分担表に基づく協議対象事項であるため、工事金額算出に当たっては物価変動を見越した金額ではなく見積時点の金額で算出する。

(3) 提出部数

①～② 正1部、副20部

※①～②を順番に左上をダブルクリップ

5. VE提案書作成の条件

(1) VE提案の内容は①から④のとおりとする。

- ① 予定される効果額はコスト縮減額が100万円（諸経費・消費税及び地方消費税を含む）以上の項目とし、40項目を限度とする。なお、1項目に複数のVE種別が含まれる場合、1種類でも不採用となれば、この項目は全て不採用とする。
- ② 工期の短縮、構造性能の向上、設備計画の合理化、工事の安全性の向上、その他工法・施工方法に関する提案を広く求める。
- ③ 医療機能に直接関連する提案は認めない。
- ④ 予定される効果額を示すこと。なお、ランニングコストが増減する場合はその概算金額を示す。

(2) VE提案の範囲

本プロポーザルにおいては、成立するVE提案である事を前提に、以下①から⑭を考慮して施工者独自の技術（特許技術を含む）等も活かしながら、柔軟かつ幅広い提案を求める。

- ① 建物、設備の初期投資額の縮減が予想されるもの
- ② 建物、設備の維持費用の抑制につながり、LCCの縮減が予測されるもの
- ③ 機能、性能及び品質の向上が予想されるもの
- ④ 環境性能が向上し、環境負荷・周辺地域への工事騒音・振動等が低減されるもの
- ⑤ 防災性、安全性の向上を伴うもの（工事中を含む）
- ⑥ 工期短縮に寄与するもの
- ⑦ 別途及び中止等の提案は除外すること
- ⑧ 配置計画・平面計画・設備計画・外観デザインに大幅な変更を伴うものは除外すること
- ⑨ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うものは除外すること
- ⑩ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすものは除外すること
- ⑪ 医療機能に直接関連すると予想されるものは除外すること
- ⑫ 本体工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や事業全体のコスト低減にならないものは除外すること（エネルギーサービス事業についてもVE提案対象外とする）
- ⑬ 法令等に抵触する恐れのあるものは除外すること
- ⑭ その他適正な履行がなされない恐れのあるものは除外すること

(3) VE提案提出内容聞き取り

開始時間等の詳細については、VE提案提出時に各社に通知する。

(4) VE提案に対する回答

提出いただいたVE提案の採否については、各社に電子メールにて回答する。

(5) VE提案の取扱い

本プロポーザルの審査過程において不採用となったVE提案は、設計の深度化の過程で再度検討し、採用する場合がある。

(6) 採用されたVE提案の担保

設計者及び最優秀提案事業者は、VE提案に対する回答を経て採用されたVE提案について、設計・技術協力業務の期間中、原則として当該VE提案をすべて実施設計に反映させることとし、価格提案時の金額の変更は行わないこととする。

ただし、設計者及び最優秀提案事業者の責によらず、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、その限りではない。

(7) 問い合わせ

審査の経過及びその内容に関する問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立て及び審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けられないものとする。

6. VE提案書作成の留意事項

- (1) VE提案総括表及びVE提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入する。
- (2) VE提案は、VE提案1項目に対して1枚記述するものとし、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入する。
- (3) VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式13の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (4) VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。
- (5) 「V.1.(2), ⑤」に記録するデータはエクセル形式及びPDF形式とする。

7. その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。なお、以下①及び②の場合を除き、提出者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類は使用しない。
 - ① 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、笠岡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
 - ② 提案資料はホームページ等で公開する場合がある。
- (3) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管する。
- (4) 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、提案者を確認申請上のその他設計者とする。提案者を確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術提案を行わない。
- (5) 注意事項
 - ① VE提案及び技術提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避ける。
 - ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出する。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意する。
 - ③ 提案内容について発注者から質疑・確認をする場合がある。その際は迅速かつ誠意をもって対応する。
 - ④ 審査の結果について異議申立てを行うことはできないものとする。
 - ⑤ 書類の作成及び提出に係る費用、プレゼンテーション及びヒアリング等の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

VI. プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日

「I.10. 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載の日程で実施する。

(2) 本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書を基に、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に、自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等、及び技術提案の詳細についてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員によるヒアリングを受ける。

(3) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より通知する。

(4) 実施方法は、選定委員によるヒアリング形式とする。

VII. 技術提案の審査及び評価方法

(1) 技術提案の審査は、選定委員会が行う。

① 技術提案の評価方法

提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリングで確認した後評価を行い、別表2に定める配点を与える。

(2) 選定委員ごとの評価点を加算し、選定する。なお、参加資格審査の評価点は技術提案の審査に影響しない。

VIII. 概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書の提出

1. 提出期間、提出書類、提出部数

(1) 提出期間

「I.10. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出する。

(2) 提出書類

① 概算工事費見積書 (様式14)

② 概算工事費見積内訳書 (様式15)

エクセル形式のデータも合わせて提出する。

③ 内訳明細書 (任意書式) 作成にあたっては、以下に留意する。

・内訳明細書の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、エクセル形式のデータ及びPDFデータも合わせて提出する。

・内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載する。

・一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。

・価格調整などの一括値引き (出精値引き) は認めない。

・技術提案内容については、全て見積に反映させる。

・本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本体工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映する。

(3) 提出部数

「V. 1. (3)」のとおり

2. 概算工事費見積書作成の留意事項

諸経費・消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。

3. 概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

- (1) VE採用後の数量、金額等とし、修正したものとする。
- (2) 様式は、全てのシートに入力する。
- (3) 交付した様式のフォーマットは変更しない。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加える。
- (4) 技術提案内容については、全て見積に反映させる。

IX. 価格の評価方法

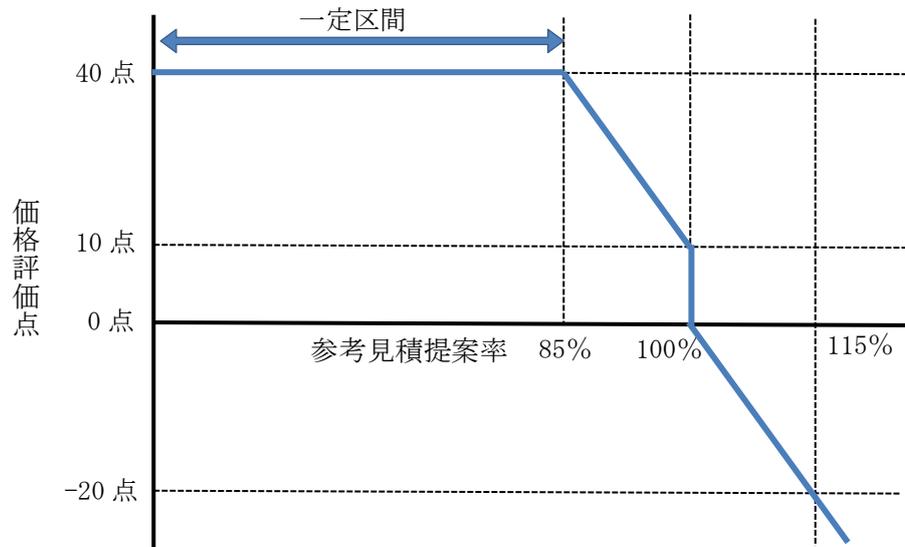
(1) 価格の評価（算出方法）

価格の評価は、参考見積提案率（％）にて行う。

参考見積提案率（％）＝（VE提案採用後概算工事費／総工事費参考額（総工事費上限額の目安））
×100

価 格 評 価	①【参考見積提案率≤85%】の場合は40点とする。
	②【85%＜参考見積提案率≤100%】における評価点
	・【85%：40点】と【100%：10点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a) + 10$
	x：（参考見積提案率 - 85%）
	y：価格評価点 a = 15% b = 30点
	③【100%＜参考見積提案率】における評価点
	・【100%：0点】と【115%：-20点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a)$
	x：（115% - 参考見積提案率）
y：価格評価点 a = 15% b = -20点	

価格評価点のイメージは以下のとおりとする。



【例1】 参考見積提案率が95%である場合

$$x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\% \quad a=15\% \quad b=30 \text{ 点}$$

$$y = 30 \times (1 - 10.0 / 15.0) + 10 = 20.00 \text{ 点}$$

【例2】 参考見積提案率が105%である場合

$$x = (115.0 - 105.0) \% = 10.0\% \quad a=15.0\% \quad b=-20 \text{ 点}$$

$$y = -20 \times (1 - 10.0 / 15.0) = -6.66 \text{ 点}$$

X. 最優秀提案事業者の決定

- (1) 評価項目の全ての加算点の合計点数が最も高い者を最優秀提案事業者とする。なお、加算点の合計点数の最も高い者が2者以上ある場合、このうち概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。また、概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。
- (2) 最終審査結果の通知は、「I.10.実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、笠岡市及び笠岡市立市民病院ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

XI. 基本協定書の締結

1. 基本協定書の締結にあたり、発注者（事業支援者を含む）、設計者及び最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。
 - (1) 最優秀提案事業者より提出された概算工事費見積内訳書及び内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性の確認。
 - (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階でのグレードの確認。
 - (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するためのグレードの確認及びフィードバック方法の確認。
 - (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。
 - (5) 明細書等作成にあたっては、以下に留意する。
 - ① 内訳明細書の書式については、最優秀提案事業者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、エクセル形式のデータ及びPDFデータも合わせて提出する。
 - ② 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載する。
 - ③ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。
 - ④ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は認めない。
 - ⑤ 技術提案内容については、全て見積に反映させる。
 - ⑥ 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本体工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映する。
2. 上記(2)の確認において、明細書等と想定されるグレードに相違がある場合は、発注者（事業支援者を含む）、設計者及び最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じてグレード又は明細書等の修正を行う。
3. 発注者（事業支援者を含む）、設計者及び最優秀提案事業者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、合意金額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。

4. 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更及び社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議のうえ、発注者が再決定する。
5. 発注者（事業支援者を含む）は、上記1から4における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を行うことができる。

XII. その他

1. 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
- (4) その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2. 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3. 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式16）を提出する。

4. 公表の範囲

本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀提案事業者及び次点者の名称
- (2) 最優秀提案事業者、次点者の得点及び概算金額
- (3) 審査結果の講評（技術協力業務委託契約締結後に予定）

5. 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後、工事途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者（事業支援者を含む）と受注者が協議の上、定めるものとする。なお受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

6. リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
共通	プロポーザル参加 手続き等リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○			
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
	制度 関連 リスク	法令 関連 リスク	4	本体工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可 等の 取得	6	本体工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会 リスク	住民等 の要望 活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		環境の 保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
		第三者 賠償	10	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(病院の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○		
			11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
	12		本体工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	分担比率については双方協議の上、発注者にて決定する	
	経済 リスク	物価の 変動	13	物価の変動	△	△	分担比率については双方協議の上、発注者にて決定する

	債務不履行リスク	本業務の中止延期	14	発注者の指示等による本業務の中止，延期	○		
			15	上記以外の事由による本業務の中止，延期（不可抗力リスクを除く）		○	
		構成員に関するリスク	16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し，本体工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク	17	暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動，その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	○	△		
実施設計・施工段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○	△	既存棟に関して現地調査により確認が可能なものに起因する場合，協議とする。
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により，設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染，埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○	△	契約前に確認できるものは受注者の負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果，工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準等未達	30	完了検査等において，設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
施工による損害		31	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○		
	32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○			

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

(別表 1)

実績評価及び配点表

評価項目	評価基準	配点
会社の概要	有資格者技術者数（様式 4-2）	10
会社の工事实績	平成 21 年 4 月 1 日以降に延床面積 5000 m ² 以上かつ一般病床 50 床以上の病院の新築又は増築（※ 1）の工事实績（様式 4-3）	20
	平成 21 年 4 月 1 日以降に E C I 方式による延床面積 5000 m ² 以上かつ一般病床 50 床以上の病院の新築又は増築（※ 1）の工事实績（様式 4-3）	10
施工に関する会社としての考え方（様式 5）		30
技術協力責任者、監理技術者・現場代理人、電気・機械設備主任技術者ほか各配置技術者の実績	平成 21 年 4 月 1 日以降に延床面積 5000 m ² 以上かつ一般病床 50 床以上の病院の新築又は増築（※ 1）の工事实績（様式 6-1, 6-2, 6-3, 6-4）	30
計		100

（※ 1）増築部分の面積及び病床数が基準を満たすこと。

(別表 2)

評価項目及び配点表

項目	評価基準	配点
技術提案	ア 実施設計段階の実施方針に関する提案	10
	イ 基本設計への改善に関する提案	10
	ウ 施工段階の実施方針に関する提案	10
	エ 工程遵守に関する提案	10
	オ 地域貢献に関する提案	10
経済性評価	VE 提案	10
	見積価格	40
計		100

(別表 3)

事業スケジュール

スケジュール	本業務	本体工事	別途工事・その他
R7.4~R7.8	実施設計技術協力業務委託事業者選定		
R7.8~R8.1	実施設計技術協力		
R8.2~R9.9		本体工事	
R9.12~R10.1 頃			新病院開院
R10.1~R10.8 頃			土壌汚染調査
R10.9~R11.7 頃			既存病院解体工事
R11.8~R12.3 頃			外構工事

※発注者と技術協力業務を締結し、実施設計業務を発注者（事業支援者を含む）・設計者とともに実施したものは、実施設計完了後、本体工事の工事請負金額について見積合せを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する。

※竣工引き渡し後、開院までに開院準備・引越し期間として2か月程度の準備期間を見込むものとする。

※実施設計業務の完了は確認済証の交付を含むものとする。

巻末資料

表：笠岡市立市民病院新病院建設工事 市内企業への発注金額の詳細（様式サンプル）

（単位：千円）

一次発注				二次発注				
工事名称	工程	住所	発注予定金額	工程	住所	発注予定金額		
地業工事	掘削工事	笠岡市	A 100,000					
	杭工事	—	200,000					
建設工事	躯体工事	笠岡市	B 500,000	型枠工事	笠岡市	b1	50,000	
				鉄筋工事	笠岡市	b2	200,000	
				その他	—		200,000	
		市内企業への発注業務※2=	躯体工事の一次発注額-二次発注額	B-b 50,000	小計 b)=Σb1~b3			450,000
	外部仕上工事	—	500,000	△△工事		c1	50,000	
					その他	—		300,000
	内部仕上工事	—	500,000	○○工事	笠岡市	d1	50,000	
				その他	—		300,000	
設備工事	電気設備工事	—	500,000	○○工事	笠岡市	e1	50,000	
				その他	—		300,000	
	機械設備工事	—	500,000	○○工事	笠岡市	f1	50,000	
				その他	—		300,000	
外構工事	舗装整備工事	—	200,000	○○工事	笠岡市	g1	50,000	
				その他	—		100,000	
解体工事	既存病院解体	—	100,000	その他	—		50,000	
	医師住宅解体	笠岡市	C 20,000					
その他調達等	タクシー、食料、宿泊費等	笠岡市	D 5,000					

※1 一次、二次発注とも、市内企業への発注が想定される工種のみ記載のこと。あくまで想定であり、社名等の明記は不可。

※2 躯体工事は、一次発注を市内企業にした例だが、二次発注があればそれを除いた金額がしない発注額となる。数字は一例。

※3 一次発注が市内企業の場合は、他項目でも躯体工事の例の様に二次発注があれば、同様に記入すること。

市内企業発注額	一次発注合計 ΣA,B-b,~D	175,000	二次発注合計 Σb1,b2~g1	500,000
			総計	675,000

図：地元貢献が認められる発注と認められない発注

